

令和3年1月8日

会員 各位

(公社)佐倉市シルバー人材センター  
事務局長補佐 尾形和行

## 「緊急事態宣言発令中」の当センターにおける対応について(通知)

新型コロナ感染拡大防止のため、政府から「緊急事態宣言」が発令されました。標記宣言を受けて、当センターとして感染拡大防止のため、以下のような対応と致しますので、会員の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

### 1. お客様への対応

- (1) お客様宅(個人宅等)に訪問する際は、感染防止の観点から従来通りマスク・手洗い・検温等の完全実施、また換気や三密を避けた業務遂行をお願いします。  
なお、お客様から依頼を受ける場合は、緊急でない依頼は原則としてお断りし、緊急事態宣言終了後に日程調整をさせて頂くようお願いいたします。
- (2) 企業等へ就業している会員の皆様は、各企業の感染防止策の指示に従って就業願います。

### 2. 会員へのお願い

- (1) 「危機感」「緊張感」をもって、日々の感染対策及び不要不急の外出は控えて頂くようお願いいたします。
- (2) 就業する場合は、各自で感染防止対策を徹底し、就業願います。
- (3) 会員及び家族がコロナに感染した場合は、市の指示に従い対応願います。  
その際は、地区班長経由事務局まで必ずご報告願います。

### 3. センター(事務局)の対応

- (1) 緊急事態宣言に従い、事務局内での感染拡大防止対策の徹底、及び三密を避けるため事務局員の出勤人員の削減等(4～5割程度)をさせて頂きます。  
会員の皆様には、ご不便をおかけしますが宜しくお願いいたします。
- (2) 就業相談会・入会説明会(志津、佐倉、WP の3会場)や各種相談会(パソコン等)は、緊急事態宣言発令中は、中止とさせて頂きます。
- (3) 理事活動委員会(分科会)等は、不要不急の会議等は、中止または延期の対応をお願いします。なお会議等を開催する場合は、「密」を避け短時間で開催されますようお願いいたします。

以上